

価格高騰重点支援給付金(3万給付金)について

給付金について

この給付金は、**予期せず家計が急変**したことで収入が減少し、**世帯員全員が住民税非課税相当**となった世帯（**家計急変世帯**）に1世帯当たり3万円を支給するものです。

住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの任意の1か月の収入を1.2倍したもの）が住民税均等割非課税水準以下になることを言います。

収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の4種類を対象として計算し、判定します。

※ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請したり、虚偽の申請に基づき給付を受けた場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※ **提出期限：令和5年10月31日（当日消印有効）**

※ 記入のしかたについては、「**記入方法**」をご参照ください。

振込時期

給付金は、ご提出いただいた「申請書」に対して、**市が記入内容を確認してからお振込みまで、概ね3週間程度かかります。**

返送が集中する時期は、お振込みまでに時間がかかる場合があります。なにとぞご理解のほどお願いいたします。

提出前にご確認を

記入漏れや誤り、必要な提出書類の漏れがある場合、市からお問い合わせをさせていただく場合があります。

なお、記入漏れなどの確認に時間を要する場合、お振込みまでに時間がかかることとなりますので、よくご確認の上、提出いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

本給付金についてのお問い合わせは、**価格高騰重点支援給付金コールセンター**までお願いいたします。（受付時間：**平日 9:00~17:00**）

場所 三浦市役所第2分館1階（旧三崎中学校）三浦市城山町1番1号

電話 046-882-1111 内線541・542・543・544

※おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の搾取**」にご注意ください。

本人（代理人）確認書類について

「本人（代理人）確認書類」は、以下の書類などになります。

※写しで結構です。

- マイナンバーカード（裏面は不要です。）
- 運転免許証
- 健康保険証
- 年金手帳
- 介護保険被保険者証
- 旅券（パスポート）
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 生活保護受給証明書
- 船員手帳 など

※マイナンバーカードの通知カードは、「本人（代理人）確認書類として扱うことはできませんのでご注意ください。

※上記の書類をお持ちでない方は、コールセンターまでご相談ください。

代理人による申請などについて

代理人として申請、請求、受給を行うことができる方は、原則、以下の方々です。

- 1 令和5年6月1日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- 2 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- 3 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で三浦市が特に認める者。

※成年後見人等の方が代理人として手続きを行う場合は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書を提出してください。